

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン
(三十三訂版)

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国及び宮城県から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

2 事業の取り扱い

(1) 本市が主催する事業について

【基本的な考え方】

- ① イベント開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とする。
- ② 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。
- ③ 感染防止策が徹底できないイベントは、中止又は延期を含め、慎重な対応をする。
- ④ 「感染防止安全計画」の対象となるような大規模な参加型イベントの開催に当たっては、十分な人と人との間隔の確保、又は参加者への事前検査を促すこと。

開催を要するイベントについては、下記の目安等に準じ、感染防止策を徹底した上で実施する。

<イベント開催の目安>

時期	イベントの類型※ア		収容率※ウ	人数上限※ウ
令和 3 年 11 月 25 日以降	A	大声※イなし	100%以内	5,000 人 又は 収容定員 50%以内 のいずれか大きい方※エ
	B	大声あり	50%以内	

- ※ア 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。
また、飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めるとする。
- ※イ 収容率の目安判断に当たり、「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。
- ※ウ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。
- ※エ 「感染防止安全計画」を策定し、宮城県に内容の確認を受けたものについては、収容定員までを上限とすることを可とする（参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントで「大声なし」が前提）。

【開催する場合の留意事項】

- ① 飛沫の抑制の徹底
 - ・適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用
 - ・大声を出さないことの周知・徹底（大声を伴う可能性があるため収容率を 50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること）
 - ・上記を守らない者がいた場合の措置（個別に注意・退場処分等）
- ② 手洗・手指・施設消毒の徹底
 - ・こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す
 - ・主催者側による施設内の定期的かつこまめな消毒の実施
- ③ 換気の徹底
 - ・機械換気による常時換気又は窓開け換気（1 時間に 2 回以上・1 回 5 分間以上、対角線上にあるドアや窓を 2 か所解放する）の徹底
- ④ 来場者間の密集回避
 - ・入退場時の密集を回避するための措置の実施
 - ・休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築
 - ・大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベン

- トは前後左右の座席と身体的距離の確保
- ⑤ 飲食の制限
 - ・ 飲食時における感染防止策の徹底
 - ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
 - ・ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外は自粛
 - ・ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
 - ⑥ 出演者等の感染対策
 - ・ 有症状者（発熱・風邪等の症状）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底
 - ・ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する
 - ・ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる
 - ⑦ 参加者の把握・管理等
 - ・ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
 - ・ 入場時の検温、有症状等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止
 - ・ 時差入退場の実施や直行直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起
- ※ 本留意事項については、令和4年7月15日付内閣官房発出の事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その6）」別紙5イベント開催時のチェックリスト【第2版（令和4年7月版）】を参考とする。
- (2) 本市が共催、後援等を行う事業について
前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に対して要請するものとする。

3 施設の取り扱い

- (1) 施設の運営にあたっては、各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等に十分配慮し、適切な感染防止策（アルコール消毒液の設置、注意喚起チラシの掲示、発熱や咳等の呼吸器症状がある人への利用自粛の呼びかけ等）を徹底する。
- (2) 市民利用施設の取り扱いについては、原則として以下のとおりとする（別紙参照）。
 - ① 本ガイドラインの適用期間中は、施設や利用者の特性、実施可能な感染防止策等を考慮した上で、施設ごとに利用の休止等を判断するものとする。
 - ② 休館中の施設においては、既利用予約者に対して、利用の自粛を要請するとともに、やむを得ず利用させる場合には、感染防止策の徹底を要請するものとする。
 - ③ 休館中の施設においては、新規の利用予約は受け付けないものとする。ただし、開館に向けて、施設ごとに予約受け付けの再開を判断するものとする。
 - ④ 施設利用者に対しては、2(1)に準じた感染防止策を求め、大声を出す等感染リスクが高いと考えられる活動については、特に入念な対策を呼びかけるものとする。
 - ⑤ 当面の間、別途示すチェックリストの活用や巡視等により感染防止策の実施の徹底を図るとともに、不特定多数の市民が予約なしで利用できる施設又は施設内の一部スペースについて、直近の感染状況や施設の特性から考えられるリスクの度合いを勘案した上で、利用の制限等の対策を講じるものとする。
 - ⑥ 適切な換気、入場整理等による混雑の回避、施設利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底を実施するものとする。
 - ⑦ 当面の間、感染症拡大防止のためのイベント中止等における施設使用料は全額返金するものとする。

4 職員の出張等

- (1) 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を検討する。
- (2) 出張する場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染防止策を徹底すること。
- (3) 感染拡大傾向のある地域への出張は慎重に判断すること。

5 適用期間

本ガイドライン（三十三訂版）は令和4年8月10日より実施し、当面の間適用する。ただし、「3 施設の取り扱い(2)⑦」については、令和4年7月20日以降に取り消した予約について遡及適用することとする。

なお、感染症の発生状況等により、見直すこととする。

※1 「事業」とは、市民等を集客するイベントのことをいう。

※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。